

## 地方独立行政法人りんくう総合医療センター 第4期中期目標(案)

### 前 文

地方独立行政法人りんくう総合医療センターは、平成23年4月の設立以来、地域住民に質の高い高度・先進医療を提供するとともに、民間レベルでは不採算となる災害医療や救急医療、小児医療、周産期医療、感染症医療など政策的医療を担い、地域の医療機関と連携して地域住民の生命と健康を守ることを目的として運営してきた。

第3期中期目標期間においては、地域における新型コロナウイルス感染症対策の指導的役割を担い、地元医師会や市をはじめ関係機関と連携、協力しながら体制を整備し、地域外来・検査センターでのPCR検査やワクチン接種のほか、陽性患者、特に重症患者の受け入れ体制を継続し、特定感染症指定医療機関としての役割を果たした。一方、運営面では第3期中期計画と令和6年3月に策定した経営強化プランに沿って、効果的な医療機能の充実を図り、効率的な病院運営に取り組み、医業収益は好調に推移しているものの、人件費の上昇や物価の高騰、控除対象外消費税の影響などにより、収支不足の状況となっている。

第4期中期目標期間においては、収支不足を解消すべく、引き続き経営の効率化に積極的に取り組むとともに、令和4年3月に総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」により示された新たな課題に対し、経営強化プランを反映した中期計画を策定した上で、健全な病院経営を目指すことを求めるものである。

### 第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

### 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 質の高い医療の提供

##### (1) 災害医療・救急医療

大規模災害や近接する関西国際空港での事故などに備え、災害拠点病院としての役割を充実させるとともに、災害等の際には、市の要請に応じて必要な医療を提供すること。また、重症救急や地域の医療機関で重症化した患者を幅広く着実に受け入れられる体制を確保し、地域の救急医療を担っていくこと。

##### (2) 小児医療・周産期医療

安心安全な分娩・子供の育成を確保するため、地域医療機関との連携及び役割分担をし、周産期医療体制の維持及び小児医療体制の充実を図ること。また、泉州広域母子医療センターは、機能の強化と運営の安定化に努めること。

### (3) 高度医療・先進医療の提供

地域の医療機関と連携のもと、4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）を中心に、高度急性期及び急性期機能を担う病院として、高度かつ先進的な医療の提供を追求するとともに医療の効率化を図り、地域の医療水準の向上に貢献していくこと。

### (4) 感染症医療

特定感染症指定医療機関として、近接する関西国際空港で海外から持ち込まれる新たな感染症の発生などに対応できる体制の確保その他の危機管理機能の充実を図ること。また、新興感染症の感染拡大時に備え、病床やスペースの活用、転用についての計画の策定、専門人材の確保・育成など、平時から取組みを進めること。

## 2 医療水準の向上

### (1) 医療職等の人材確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。また、職員の健康を守り、一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、働き方改革に対応するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るなど、働きやすい病院づくりに取り組むこと。

### (2) 施設、医療機器等の計画的な整備

令和9年で病院建築後30年となることから、計画的に施設・設備の点検、改修等を行い、長寿命化を図るとともに、管理運営コストの削減や設備等の省エネルギー化を進めること。併せて、市の財政状況や社会の情勢、同時期に建設された近隣の公的病院の状況などを注視しながら、病院の建替えについて、市のほか国、府とも協議していくこと。また、医療機器の整備・更新については、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断すること。

## 3 患者・住民サービスの向上

### (1) 患者中心の医療

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること）を徹底するとともに、専門医療等に関して、必要な情報提供に努めること。

### (2) 院内環境の快適性向上

医療ニーズの変化に的確に対応し、患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室・待合スペースその他の施設改修・補修をきめ細かく実施するとと

もに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。また、外来診療の待ち時間対策、検査・手術待ちの改善等に取り組むこと。

### **(3) 職員の接遇向上**

患者サービス、満足度の向上（安心感・信頼感）とともに、病院に対するイメージアップを図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇向上に努めること。

### **(4) 患者・住民への情報発信**

病院に対する理解や医療・健康に対する関心を深めるため、病院の診療情報や経営状況、医療及び健康に関する情報などをパンフレットやホームページ、SNSなどにより積極的に発信すること。また、市の保健担当部局が実施する事業（特に、小児医療・予防関係）に協力し、健康講座の開催その他予防医療について、住民啓発を推進すること。

### **(5) 医療安全管理の徹底**

医療法をはじめとする関係法令等を遵守することはもとより、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底し、職員個々の安全意識の向上を図り、住民に対して、安心な医療を将来にわたって提供していくこと。

## **4 地域医療機関等との連携強化**

### **(1) 地域の医療機関との連携**

地域医療構想を踏まえ、泉州医療圏での基幹病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との連携及び協力体制の充実を図り、病病・病診連携を強化すること。連携強化にあたっては、紹介された患者の受入れ及び患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。また、令和7年6月設立の地域医療連携推進法人『泉州南メディカルネットワーク』において中心的な役割を担い、圏域に相応しい「機能分化・連携強化」について推進すること。

### **(2) 地域医療への貢献**

地域医療支援病院として、地域医療の水準向上を図ること。また、地域医療機関や介護・福祉施設等との連携体制の強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの中で、地域において切れ目なく在宅医療等につなげるため、的確な情報連携を図ること。

## **第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項**

### **1 運営管理体制の充実**

関係法令を遵守し、内部統制を推進した適切な業務運営を行うとともに、外部評価等を活用しながら、経営状況や問題点を全職員が共有し、組織全体で効率的かつ効果的な業務運営の改善を図ること。また、医療の質の向上、業務の効率化などのため、デジタル化を推進するとともに、情報セキュリティ対策に取り組むこと。

## 2 効率的・効果的な業務運営

### (1) 目標管理の徹底

中期目標等を着実に達成できるよう、各種指標の目標値を設定し、PDCA サイクルによる効果検証、業務プロセスの改善など、目標管理を徹底すること。

### (2) 人事給与制度

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事・昇任管理等を行えるよう、人材育成及びモチベーション向上につながる公正で客観的な人事評価システムの改善を行うこと。

また、人材確保などに配慮したうえで、給与水準の見直しや時間外勤務手当等の適正化を図るとともに、適正な職員配置に努めること。

### (3) 職員の職務能力の向上

研修の充実を図り、職務、職責に応じた能力の発揮や専門性の向上に努めること。また、事務部門においては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を育成し、組織としての経営の専門性を高めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 資金収支の改善

安定的かつ自立した経営基盤を確立するため、キャッシュフローを重視しながら、資金収支の改善に努めること。なお、収支の適正化にあたっては、経常収支比率のほか具体的な数値目標を設定すること。

### 2 収入の確保と費用の適正化

#### (1) 収入の確保

病床稼働率の向上及び診療報酬改定等への的確な対処により収益を確保するとともに、未収金の未然防止・早期回収など、収入の確保に努めること。

#### (2) 費用の適正化

職員全員がコスト意識を持って、人件費比率や材料費比率、経費比率の目標管理を徹底し、費用対効果を踏まえて適正化に努めること。また、併せて省エネルギーや省資源の推進にも取り組むこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 国際医療交流拠点づくり地域活性化総合特区の活用及び協力

りんくうタウンにおいて、地域活性化総合特区の事業として国際医療交流の推進が図られている中、引き続き、医療通訳の確保及び育成に努めるとともに、外国人患者への医療サービスの充実を図り、関係医療機関と協力して、りんくうタウンのまちづくりに寄与するよう努めること。

### 2 望まない妊娠をした女性とその子どもへの支援について

我が国では、乳児の養育放棄や遺棄の事件が後を絶たない状況となっている。市は「子ども基本条例」を令和6年1月から施行し、「子どもの人権の尊重」を基本理念に掲げ、妊娠期から出産後、子育て期まで切れ目のない支援体制の構築を進めている。そうした中、市は地方自治体の責務として、相談窓口を設置するなど望まない妊娠をした女性を支援し、その子どもの命を虐待遺棄から保護するための「最後の砦」として、内密出産及び仮称「赤ちゃんのゆりかご」を導入する方針に至った。この方針の下、市と協働しながら、内密出産を受け入れ、かつ、仮称「赤ちゃんのゆりかご」を設置し、当該事業実施医療機関として、すべての妊婦及び乳児が、誰一人取り残されない、安心して医療及び生きる権利を享受できる体制の構築に取り組むこと。